

愛川町急傾斜地安全対策工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の生命、身体及び財産を保護するため、町内におけるがけ崩れの防止及び災害による被害の復旧に係る工事（以下「安全対策工事」という。）又は危険な立木の伐採等（以下「危険木伐採工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で当該工事に係る費用の一部を補助することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 自然斜面又は人工斜面で、高さが2メートル以上であり、かつ、斜度が30度以上のものをいう。
- (2) 家屋 現に居住用として使用している建物をいう。
- (3) 公共施設 本町が管理する道路、河川その他の公共の用に供する施設をいう。
- (4) 既成地 がけ崩れにより家屋、道路等に被害の及ぶおそれのある土地をいう。
- (5) 危険木 胸高直径が20センチメートル以上で、かつ、樹高が5メートル以上の樹木をいう。（竹を除く。）

(補助対象土地)

第3条 この要綱による補助の対象とする土地（神奈川県急傾斜地崩壊対策事業に係る工事の対象となる範囲にある土地又は営利を目的とする事業に使用する土地を除く。以下「補助対象土地」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域に属する土地若しくはこれに準ずるものとして神奈川県が位置付ける土砂災害警戒区域等として指定された区域に属する土地又はこれらと同等の危険があると町長が認める土地であること。

- (2) 次のア及びイのいずれかに該当すること。

ア 次条第1項第1号から第11号までに規定する安全対策工事の場合は、がけ崩れが発生した土地若しくは既成地で、がけの下端又は上端から、がけの反対側へ向かい、その水平距離が、がけの高さの2倍に相当する距離の範囲内に家屋又は公共施設があること。

イ 次条第1項第12号に規定する危険木伐採工事の場合は、危険木の倒木により被害が生ずる恐れのある範囲に家屋又は公共施設があること。

(補助対象工事)

第4条 この要綱による補助の対象とする工事は、補助対象土地において、災害の防止又は復旧のために行う次に掲げるものに係る工事（以下「補助対象工事」という。）とする。

- (1) コンクリート擁壁
- (2) ブロック積擁壁
- (3) コンクリート張り
- (4) のり枠
- (5) コンクリート吹付け
- (6) コンクリート土留柵
- (7) 落石防護柵
- (8) 土のう積み
- (9) 切土
- (10) 第1号から前号までに付帯する側溝、集水ます及び排水管
- (11) 災害により流出した土砂等の撤去
- (12) 危険木の伐採、撤去及び処分

2 前項第11号の規定による土砂等の撤去を申請する場合にあっては、概算見積りにより申請するものとし、数量が確定した際に第10条第1項の規定による変更申請を行うものとする。

(補助対象者)

第5条 この要綱の補助対象者は、補助対象土地の所有者又は占有者で、自ら補助対象工事を行う個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 補助対象工事を行う者が納期限の到来した町税及び国民健康保険税を滞納している場合
 - (2) この要綱により既に補助金の交付を受けた補助対象土地において補助対象工事を行う場合
 - (3) 愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者が所有又は占有する土地の場合
 - (4) 第9条に規定する交付決定を受ける前に補助対象工事を施工した場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助の対象とすることを特に不相当と認めた場合
- (補助額)

第6条 第4条第1項第1号から第11号に規定する安全対策工事に係る補助金の額は、補助対象工事に要する費用の3分の1以内の額とし、300万円を限度とする。

2 第4条第1項第12号に規定する危険木伐採工事に係る補助金の額は、補助対象工事に要する費用の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。ただし、危険木を売却処分する場合は、補助対象経費からその売却した額を控除する。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(施工業者)

第7条 補助対象工事の施工者は、町内に所在地を有する業者とする。ただし、特殊な工法等によりこれにより難い場合は、この限りでない。

(申請の添付書類)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、必要に応じて関係機関と協議を行い、愛川町急傾斜地安全対策工事等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象土地の位置図
- (2) 延長等施工範囲を明示した平面見取図
- (3) 傾斜角等を明示した断面見取図
- (4) 公図の写し及び土地登記事項証明書
- (5) 現況写真
- (6) 工種、内訳及び数量を記載した見積書（写し）
- (7) 補助対象土地の所有者承諾書（占有者が申請する場合に限る。）
- (8) 建築確認済証（家屋が対象の場合に限る。）

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定により補助金交付の申請を受けたときは、書類を審査の上、適当と認めたものについて、交付を決定するものとする。この場合において、町長は、補助に条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに愛川町急傾斜地安全対策工事等補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定通知を受けた後において、工事の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、愛川町急傾斜地安全対策工事等補助金変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて町長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、愛川町急傾斜地安全対策工事等補助金変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(完了届の提出)

第11条 交付決定者は、工事完了後、愛川町急傾斜地安全対策工事等補助金事業完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の延長等施工範囲を明示した平面見取図
- (2) 工事完了後の工事内容等を明示した断面見取図
- (3) 工事完了後の写真

(4) 工事費の請求書（写し）又は領収書（写し）

（完了検査）

第12条 町長は、前条の規定により完了届の提出を受けたときは、書類の審査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定及び補助条件に適合するものであるかどうかの完了検査を行わなければならない。

（補助金の支払）

第13条 町長は、前条の規定による完了検査の結果、適正と認める場合は、補助金を交付する。

（補助金の返還）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助条件に違反したとき。
- (2) 第9条第1項の条件に違反したとき。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。